

議案第22号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(市民税の減免)</p> <p>第44条第1項 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び<u>個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u>又は<u>法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第136条の3第1項 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>又は<u>法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)</p> <p>第9条の4第1項 略</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第44条第1項 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び<u>法人番号(</u> <u>_____</u><u>法人番号を有しない者にあつては、名称及び事務所又は事業所</u> <u>_____</u><u>の所在地)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第136条の3第1項 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>法人番号(番号法第2条第15項</u> <u>_____</u><u>に</u> <u>_____</u><u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>(<u>_____</u><u>法人番号を有しない者にあつては、住所及び</u> <u>_____</u><u>名称)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)</p> <p>第9条の4第1項 略</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、その適用を受けようとする各年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲</p>

げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 適用を受けようとする対象償却資産の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 適用を受けようとする対象償却資産の所有者の住所、氏名又は名称及び_____法人番号(_____法人番号を有しない者にあつては、住所及び_____名称)

(2)・(3) 略